



阪神水道企業団公報

平成24年6月15日(金)

第245号

毎月15日発行

目次

◇告 示◇

- 阪神水道企業団議会議員(芦屋市選出)の辞職
- 阪神水道企業団議会議員(芦屋市選出)の決定

◇公 告◇

- 津波発生時における品質確保のための浄水技術検討業務の公募型プロポーザル方式の実施について
- 再生炭に関する検討業務の公募型プロポーザル方式の実施について
- 本庁舎改修工事実施設計業務の公募型プロポーザル方式の実施について
- 情報公開条例の運用状況について
- 猪名川浄水場計算機制御装置取替工事設計業務委託の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 送水電動機用空気冷却器点検整備工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 沈砂池、沈澱池及び排水池排泥工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 核種放射線物質測定機器 一式の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 乗貨兼用車 1台の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 本庁舎改修工事実施設計業務の公募型プロポーザル方式の実施について

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第6号

下記の者は、平成24年6月8日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成24年6月8日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記
長 野 良 三

阪神水道企業団告示第7号

阪神水道企業団規約第7条第2項の規定により、下記の者を阪神水道企業団議会議員に決定した。

平成24年6月8日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

記
中 島 かおり

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年5月16日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 業務概要

(1) 業務名称

津波発生時における品質確保のための浄水技術検討業務

(2) 業務内容

本業務は、津波の遡上に伴う塩水や津波泥に対応しうる浄水技術について基礎的な調査研究を行い、その適用条件を評価・整理するものである。

本業務の構成は以下のとおりとする。

ア 簡易実験装置等を用いた調査

イ 調査結果を踏まえた適用条件の評価・整理

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月29日(金)まで

2 プロポーザルを求める内容

上記業務の実施にあたってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。

(1) 津波の遡上に伴う塩水や津波泥に対応しうる浄水技術と、それら浄水技術の調査手法及び適用条件の評価・整理手法について

3 参加資格

参加表明者に関する参加資格は次のとおりとし、参加資格全てに該当する者とする。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：水道施設工事又は機械器具設置工事）を有していること。共同企業体（以下「JV」という。）での参加を希望する場合は、各構成員が上記資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に関する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (7) JVでの参加を希望する場合は、業務委託共同企業体結成届を提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。

4 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

- (1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。
 - ア 参加表明書（様式-1）
JVでの参加を希望する場合は、代表者名で提出する。
 - イ 誓約書（様式-2）
 - ウ 業務実施体制（様式-3）
再委託又は学識経験者等の協力を得る場合に提出すること。
 - エ 業務委託共同企業体結成届（様式-4）
JVでの参加を希望する場合に提出すること。
- (2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は様式-3とする。

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

- (1) 提出方法
参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。
- (2) 提出先及び提出期限
 - ア 提出先（受付担当）
〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
総務部 総務課 契約係 TEL 078-431-1902
 - イ 受付期間 公告の日から平成24年5月25日（金）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

6 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び技術提案説明書配付	公告の日～5月25日
技術提案書提出の受付	～6月12日
技術提案書の特定及び契約締結	6月20日～

(2) 技術提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から技術提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び技術提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた技術提案書を特定する。ただし、参加表明時において、参加資格や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、技術提案書の評価は行わない。

7 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

(1) 本業務の内容に係る説明会等を行わない。

(2) 参加表明書及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

(5) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。

(6) 業務実績については、我が国の公共事業体における実績をもって判断する。

(7) 本業務における成果及び、業務に関し新たに取得した技術的知識は企業団に帰属するものとする。

(8) 契約を締結した者は、この業務の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

(9) その他、本書に記載のない事項及び質問事項等については、5-(2)に記載した受付担当に問い合わせること。

様式－1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記業務の技術提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

- 1 公告日 平成24年5月16日
- 2 業務名 津波発生時における品質確保のための浄水技術検討業務

担当部署
担当者名
T E L
F A X
E - m a i l

様式－2

誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

「津波発生時における品質確保のための浄水技術検討業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式 - 3

・業務実施体制

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

様式 - 4

業務委託共同企業体結成届

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

共同企業体の名称

〇〇・〇〇共同企業体

構成員（代表者）住所

会社名 印

代表者

構成員

住所

会社名 印

代表者

この度、下記業務を受託するため、共同企業体を結成しましたので、業務委託共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

- 業務名 津波発生時における品質確保のための浄水技術検討業務

業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) ○○業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。）

(2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、○○業務の委託契約の履行後3箇月を経過する日までの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

○○株式会社

県 市 町 番地

○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、見積、入札、業務請負契約締結事務及び業務委託の施工に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の分担業務の割合)

第8条 共同体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって分担するものとする。

○○の○○業務 ○○株式会社 %

○○の○○業務 ○○株式会社 %

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員

がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社と〇〇株式会社とは上記のとおり〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役

印

〇〇株式会社
代表取締役

印

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年5月16日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 業務概要

(1) 業務名称

再生炭に関する検討業務

(2) 業務内容

本業務は、新炭使用量の削減を目的とし、再生炭について基礎的調査を行い、その適用条件や課題を評価するものである。

本業務の構成は以下のとおりとする。

ア 再生調査、連続通水調査

イ 調査結果を踏まえた適用条件と課題の評価・整理

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月29日(金)まで

2 プロポーザルを求める内容

上記業務の実施にあたってプロポーザルを求める内容は次のとおりとする。

(1) 再生調査と連続通水調査手法、及び再生炭の適用条件と再生における課題の評価・整理手法について

3 参加資格

参加表明者及び配置技術者に関する参加資格は次のとおりとし、参加資格全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に関する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

(5) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、阪神水道企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 平成14年度以降に、水道事業、水道用水供給事業、または簡易水道事業の浄水施設に、再生炭を納入した実績があること。

(7) 年間生産量が1,000t以上で、pH対策や微粉炭除去、粒度調整等が可能である活性炭再生設備を国内に有すること。

(8) 共同企業体（以下「JV」という。）での参加を希望する場合は、業務委託共同企業体結成届を提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。また構成員のうち1社以上が(6)、(7)の要件を満たしていること。

4 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

(1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア 参加表明書（様式-1）

JVでの参加を希望する場合は、代表者名で提出する。

イ 誓約書（様式-2）

ウ 平成14年度以降における浄水施設への再生炭納入実績（様式-3）

JVでの参加を希望する場合は、代表者名で提出すること。

エ 活性炭再生設備の概要（様式任意）

オ 業務実施体制（様式-4）

再委託又は学識経験者等の協力を得る場合に提出すること。

カ 業務委託共同企業体結成届（様式-5）

JVでの参加を希望する場合に提出すること。

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
再生炭の納入実績	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業、水道用水供給事業、または簡易水道事業の浄水施設に、再生炭を納入した実績を1件記載する。 記載する納入実績は平成14年度以降のものとする。 納入実績を証明できる書類の写しを添付すること。 記載様式は様式-3とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。
活性炭再生設備の概要	<ul style="list-style-type: none"> 国内に有する活性炭再生設備の概要（再生能力、再生工程等（pH対策、微粉炭除去、粒度調整等を含む。））を記載する。 記載様式は特に定めないが、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。
業務実施体制調査	<ul style="list-style-type: none"> 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 記載様式は様式-4とする。

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部 総務課 契約係 TEL 078-431-1902

イ 受付期間 公告の日から平成24年5月25日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

6 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び技術提案説明書配付	公告の日～5月25日
技術提案書提出の受付	～6月4日
技術提案書の特定及び契約締結	6月18日～

(2) 技術提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、阪神水道企業団から技術提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び技術提案書に対して、阪神水道企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた技術提案書を特定する。ただし、参加表明時において、参加資格や必要書類など参加表明書に不備が

あった者は失格となり、技術提案書の評価は行わない。

7 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

- (1) 本業務の内容に係る説明会等を行わない。
- (2) 参加表明書及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。
- (3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 参加者のうち、阪神水道企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。
- (5) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。
- (6) 業務実績については、我が国の公共事業体における実績をもって判断する。
- (7) 本業務における成果及び、業務に関し新たに取得した技術的知識は阪神水道企業団に帰属するものとする。
- (8) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を阪神水道企業団に提出すること。
- (9) その他、本書に記載のない事項及び質問事項等については、5(2)に記載した受付担当に問い合わせること。

様式－1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記業務の技術提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

- 1 公告日 平成24年5月16日
- 2 業務名 再生炭に関する検討業務

担当部署
担当者名
T E L
F A X
E-mail

様式－2

誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

「再生炭に関する検討業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－3

浄水施設への再生炭納入実績（平成14年度以降）

業務名	
契約数量	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること

注2：企業が業務を実施したことを証明できる書類の写しを添付すること。

様式－4

・業務実施体制

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

様式 - 5

業務委託共同企業体結成届

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

共同企業体の名称

〇〇・〇〇共同企業体

構成員（代表者）住所

会社名

印

代表者

構成員

住所

会社名

印

代表者

この度、下記業務を受託するため、共同企業体を結成しましたので、業務委託共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

- 業務名 再生炭に関する検討業務

業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 〇〇業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「〇〇業務」という。）
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、〇〇業務の委託契約の履行後3箇月を経過する日までの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地
 ○○株式会社
 県 市 町 番地
 ○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、見積、入札、業務請負契約締結事務及び業務委託の施工に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の分担業務の割合)

第8条 共同体の構成員(以下「構成員」という。)は、次の割合によって分担するものとする。

○○の○○業務 ○○株式会社 %

○○の○○業務 ○○株式会社 %

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が○○業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するも

のとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社と〇〇株式会社とは上記のとおり〇〇・〇〇共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

〇〇株式会社
代表取締役

印

〇〇株式会社
代表取締役

印

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年5月25日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 目的

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の本庁舎改修工事实施設計業務を委託するに当たり、委託事業者の選定を下記の要領で実施する。

2 委託業務概要

(1) 業務名称 本庁舎改修工事实施設計業務

(2) 業務内容

本業務は、企業団の本庁舎について、耐震化を含む改修工事の詳細設計を行うものである。

本業務の構成は以下のとおりとする。

- ア 構造物耐震補強
- イ 床面不陸修正
- ウ 地盤改良
- エ 内外装改修

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月22日(金)まで

3 プロポーザルを求める内容

上記業務の実施に当たってプロポーザルに求める内容は次のとおりとする。

- (1) 本庁舎（事務所）の用途・構造特性に適応した耐震改修工法（構造物補強・床面不陸修正）について
- (2) 工事期間中の執務継続や周辺環境への配慮について
- (3) コスト面を配慮した基礎地盤改良について

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 参加表明者の資格要件

ア 企業団における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント及び建築士）を有し、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

オ 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

カ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。

キ 平成14年度以降に、次の業務の受注実績を有すること。

延床面積3000㎡以上の公共建築物における耐震改修工事の設計業務

ク 委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

(2) 配置予定技術者の資格要件

ア 配置予定技術者の資格

(ア) 管理技術者

1級建築士の資格を有すること。

(イ) 主任技術者（建築担当）

1級建築士の資格を有すること。

(ウ) 主任技術者（土木担当）

技術士（総合技術監理部門（建設）若しくは建設部門）の資格又はシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）鋼構造及びコンクリート部門または土質及び基礎部門）の資格を有すること。

イ 配置予定技術者の業務実績

(ア) 管理技術者

管理技術者又は主任技術者（意匠・構造）として履行し、過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、耐震改修工事の設計業務実績を有すること。

(イ) 主任技術者（建築担当）

過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、耐震改修工事の設計業務実績を有すること。

(ウ) 主任技術者（土木担当）

過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、建物直下における地盤の改良若しくは地盤の改良に関する設計業務実績を有すること。

5 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

(1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア 参加表明書（様式－1）

イ 誓約書（様式－2）

ウ 企業の過去10年間の業務実績（様式－3）

エ 業務実施体制（様式－4）

オ 配置予定技術者の経歴等（様式－5）

カ 配置予定技術者の過去10年間の業務実績（様式－6）

キ 企業の業務実績並びに配置予定技術者の資格及び業務実績を証明できる書類（様式任意）

ク その他必要書類（様式任意）

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記参加表明書の提出者が過去に受託した業務（平成14年度以降に完了した業務に限る。）の実績について、4(1)キに示す要件を満たすものを1件記載する。 ・ 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。 ・ 記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め1業務当たり1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各配置予定技術者の当該業務における兼任は認めない。 ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・ 記載様式は様式－4とする。
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の各技術者について経歴等を記載する。 ・ 業務実績を1件記載する。 なお、平成14年度以降に完了した業務を対象とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 記載様式は様式－5とする。
配置予定技術者の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定の技術者が過去に従事した業務実績について技術者1名につき1件記載する。 ・ 記載する業務は、平成14年度以降に完了した業務とする。 ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定技術者が主任(管理)技術者として業務を実施したことを証明できる業務の契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。 ・ 記載様式は様式-6とし、図面及び写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。
--	---

6 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

ア 提出先 (受付担当)

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902

イ 受付期間 公告の日から平成24年6月5日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

7 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～6月5日
提案書提出の受付	～6月22日
提案書の特定及び契約締結	6月29日～

(2) 提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

8 契約に関する条件

契約金額(消費税込)が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

9 その他の留意事項

(1) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。

(2) 参加表明書及びその他必要書類の作成並びに提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

(5) 業務実績については、我が国の公共事業体における実績とする。

(6) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表

明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。

- (7) 参加表明書提出後、応募者多数の場合は、配置予定技術者の経験及び能力に基づき、提案書提出者を7社程度に選定することがある。
- (8) その他本書に記載のない事項及び質問事項等については、6-(2)に記載した受付担当に問い合わせること。
- (9) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式-1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。
記

- 1 公告日 平成24年5月25日
2 業務名 本庁舎改修工事実施設計業務

担当部署

担当者名

T E L

F A X

E-mail

様式-2

誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

「本庁舎改修工事実施設計業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式 - 3

・ 企業の過去10年間の業務実績

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注2：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

様式 - 4

・ 業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職
管理技術者		
主任技術者 (建築)		
主任技術者 (土木)		

注1：氏名にはふりがなを振ること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

様式 - 5

・配置予定技術者の経歴等

〇〇技術者の経歴

ふりがな ①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格 ・ 登録番号： 取得年月日： ・ 登録番号： 取得年月日：			
⑤業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号	(技術者として従事)		

注1：「〇〇技術者」は、主任、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注2：資格を証する書面の写しを添付すること。

様式 - 6

・配置予定技術者の過去10年間の業務実績

〇〇技術者(氏名)

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

当該技術者の 業務担当の内容	
-------------------	--

注1：「〇〇技術者」は主任、照査、担当技術者の各名称を記述する。

注2：「業務の概要」及び「業務の技術的特徴」については、具体的に記述すること。

注3：企業・技術者が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

阪神水道企業団公告

情報公開条例（平成16年条例第1号）第28条の規定により、平成23年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成24年5月29日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

公文書公開及び不服申立ての状況

（単位：件）

区分 実施機関名	公文書の公開				不服申立て					
	請求件数	処 理 状 況				申立て件数	処 理 状 況			
		開示	部分開示	非開示	その他		却下	棄却	容認	その他
企業長	3	3	0	0	0	0	0	0	0	
議長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年6月4日

阪神水道企業団
企業長 山中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 委施第13号
- 委託名 猪名川浄水場計算機制御装置取替工事設計業務委託
- (2) 委託場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 委託概要 猪名川浄水場（916,900 m³/日）の監視制御装置の取替えに伴い、以下の業務を行う。
 - ア 設計協議 一式
 - イ 現地調査 一式
 - ウ 維持管理方法の検討 一式
 - エ 配置計画の検討 一式
 - オ 監視制御設備設計 一式
- (4) 委託期間 契約締結日の翌日から平成24年12月21日(金)まで

ただし、設計仕様書、数量及び図面については平成24年9月28日(金)までに作成すること。

- (5) 支払方法 完成払い
 - (6) 前金払 なし
 - (7) 予定価格 非公表
 - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団(以下「企業団」という。)における平成23・24年度競争入札参加資格(登録業種:コンサルタント)を有していること。
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
 - (3) 企業団指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
 - (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、施設能力150,000m³/日以上の上水道の浄水場における中央監視制御装置の実施設計の業務委託実績を有するとともに、その実績を持つ現場代理人を配置できること。
- 4 入札に必要な書類の交付
企業団ホームページ(<http://www.hansui.or.jp/>)「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール(任意様式)により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年6月7日(木) 午後5時まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年6月12日(火)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号。申込者の印を押印のこと。)
イ 添付書類 同種又は類似業務の施工実績(様式第2号)
 - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録(様式第6号)を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 受付期間 公告日から平成24年6月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
電子入札システムの稼働時間内(午前9時から午後8時。ただし、最終日は午後5時まで)
- 7 紙入札(紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。)による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
ア 紙入札参加承認願(様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。)
イ 上記6(1)に示す提出書類
- (2) 受付期間 公告日から平成24年6月15日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)
- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
- (1) 電子入札システムにより入札する場合
ア 提出期間 第1日目 平成24年6月19日(火) 午前9時から午後8時まで
第2日目 平成24年6月20日(水) 午前9時から午後3時まで
イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)
ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時まで
イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
- (1) 開札日時 平成24年6月21日(木) 午前10時00分から
- (2) 落札候補者の決定方法
ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 開札結果の通知
開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落

札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年6月4日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工送第3号
工事名 送水電動機用空気冷却器点検整備工事
- (2) 工事場所 甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）
- (3) 工事概要 送水電動機用空気冷却器の分解点検整備を行う。
ア 空気冷却器分解整備工 一式
イ 組合せ試験 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から90日間とする。
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事又は機械器具設置工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。

- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、水冷式電動機用空気冷却器の点検整備工事の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年6月7日(木) 午後5時まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年6月12日(火)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類
 - ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
 - イ 添付書類
 - (ア) 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）
 - (イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 受付期間 公告日から平成24年6月15日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
電子入札システムの稼働時間内（午前9時から午後8時。ただし、最終日は午後5時まで）
- 7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
 - ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
 - イ 上記6(1)に示す提出書類
 - (2) 受付期間 公告日から平成24年6月15日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

く。)

毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）

- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

8 入札書提出期間及び方法

(1) 電子入札システムにより入札する場合

- ア 提出期間 第1日目 平成24年6月19日(火) 午前9時から午後8時まで
第2日目 平成24年6月20日(水) 午前9時から午後3時まで
- イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

- ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時まで
- イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

(1) 開札日時 平成24年6月21日(木) 午前10時30分から

(2) 落札候補者の決定方法

- ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
- ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
- イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
- ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書

の写しを含む。)を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年6月4日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|--|
| (1) 起工番号 | 工管事第7号 |
| 工 事 名 | 沈砂池、沈澱池及び排水池排泥工事 |
| (2) 工事場所 | 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号） |
| (3) 工事概要 | 大道取水場沈砂池並びに猪名川浄水場及び尼崎浄水場における沈澱池及び排水池に堆積したスラッジ等の排泥及び側壁の清掃を行う。 |
| ア 大道取水場 | 沈砂池（A1・B1号池） 2池 |
| イ 猪名川浄水場 | 沈澱池（フロック形成池含む。） 22池
排水池 2池 |
| ウ 尼崎浄水場 | 沈澱池（フロック形成池含む。） 8池
排水池 1池
ろ液槽 1槽 |
| (4) 工事期間 | 契約締結日の翌日から平成25年3月15日(金)まで |
| (5) 支払方法 | 完成払い |
| (6) 前金払 | なし |
| (7) 予定価格 | 事後公表 |
| (8) 最低制限価格 | 事後公表 |

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開

始の決定があった場合を除く。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
 - (6) 神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店を有すること。
 - (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が691点以上かつ950点以下で、本契約予定日（平成24年6月下旬）まで有効期間があること。
- 4 入札に必要な書類の交付
- 企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問
- 設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年6月7日(木) 午後5時まで
 - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 回答日 平成24年6月12日(火)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法
- 入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）
イ 添付書類 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
 - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
 - (3) 受付期間 公告日から平成24年6月15日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
電子入札システムの稼働時間内（午前9時から午後8時。ただし、最終日は午後5時まで）
- 7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）
イ 上記6(1)に示す提出書類
 - (2) 受付期間 公告日から平成24年6月15日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）
 - (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
- (1) 電子入札システムにより入札する場合

- ア 提出期間 第1日目 平成24年6月19日(火) 午前9時から午後8時まで
第2日目 平成24年6月20日(水) 午前9時から午後3時まで
- イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）
- ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時まで
- イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
- (1) 開札日時 平成24年6月21日(木) 午前11時00分から
- (2) 落札候補者の決定方法
- ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
- ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 開札結果の通知
開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
- イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
- ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 11 入札保証金
免除
- 12 契約保証金
保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。
- 13 入札の無効
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

- (3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電話(078)431-1902(直通)

FAX(078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月4日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 核種放射線物質測定機器 一式
- (2) 納入場所 資料庫（尼崎市田能5丁目11番1号。猪名川浄水場内）
- (3) 概 要 核種放射線物質測定機器の購入（購入仕様書のとおり）
- (4) 納入期限 契約締結日から平成25年1月31日(木)まで
ただし、契約締結後4箇月以内に機器類の据付け及び調整を行い、所定の性能確認を終え、機器の引渡しを完了すること。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（物品：理化学機器）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 購入仕様書に記す核種放射線物質測定機器の据付け及び調整を行い、所定の性能確認が可能であること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年6月7日(木) 午後5時まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 回答日 平成24年6月15日(金)に入札公告ページに掲載する。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAXにより提出すること。(FAX(078)431-2664) その場合は、FAXにより回答する。

6 入札(郵便入札)参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること(詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照)。

(1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書(様式第1号)

イ 入札書(指定様式で、日付は開札日を記入すること。)

(2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年6月22日(金)まで(必着)

7 開札の日時、場所等

(1) 日 時 平成24年6月25日(月) 午後1時30分から

(2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再入札は行わない。

(7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

(8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効

にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
 - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
 - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
 - (6) 封筒に封印のないもの
 - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
 - (8) 記名及び押印のない入札書
 - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
 - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
 - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
 - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
 - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
 - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
 - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
 - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返還しない。
 - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
 - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
 - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団 総務部総務課契約係
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
電 話 (078)431-1902 (直通)
F A X (078)431-2664

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年6月15日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 乗貨兼用車 1台
- (2) 納入場所 本庁舎 駐車場内（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）
- (3) 概 要 乗貨兼用車 1台の購入（仕様書のとおり）
- (4) 納入期限 契約後120日以内とする。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前 金 払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

2 応募方法 単独企業による。

3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (2) 阪神水道企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であ

ること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (5) 神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店または支店を置くこと。
- (6) 平成14年度以降に国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関に、仕様書に記す同等物品の納入実績を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431-1902（直通））

5 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）
- イ 入札書（指定様式）
- ウ 同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第2号）

(2) 提出部数

- ア 1部
- イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先

〒658-0073
神戸西岡本郵便局留
阪神水道企業団総務課契約係 宛
公告日から平成24年7月3日(火)まで（必着）

(4) 受付期間

6 開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 平成24年7月4日(水) 午後16時00分から

- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

- (3) 開札の立会い 開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

7 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員に

くじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
 - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
 - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員との関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
- (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
- (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
- (6) 封筒に封印のないもの
- (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
- (8) 記名及び押印のない入札書
- (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
- (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
- (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
- (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
- (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
- (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

11 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

12 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、阪神水道企業団指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号 電 話(078)431-1902(直通) F A X(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年6月15日

阪神水道企業団
企業長 山 中 敦

1 目的

阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の本庁舎改修工事実施設計業務を委託するに当たり、委託事業者の選定を下記の要領で実施する。

2 委託業務概要

- (1) 業務名称 本庁舎改修工事実施設計業務
- (2) 業務内容

本業務は、企業団の本庁舎について、耐震化を含む改修工事の詳細設計を行うものである。

本業務の構成は以下のとおりとする。

- ア 構造物耐震補強
- イ 床面不陸修正
- ウ 地盤改良
- エ 内外装改修

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月22日(金)まで

3 プロポーザルを求める内容

- (1) 本庁舎（事務所）の用途・構造特性に適応した耐震改修工法（構造物補強・床面不陸修正）について
- (2) 工事期間中の執務継続や周辺環境への配慮について
- (3) コスト面を配慮した基礎地盤改良について

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(1) 参加表明者の資格要件

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定による建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- ウ 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- カ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がないこと。
- キ 平成14年度以降に、次の業務の受注実績を有すること。
延床面積3000㎡以上の公共建築物における耐震改修工事の設計業務
- ク 委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

(2) 配置予定技術者の資格要件

ア 配置予定技術者の資格

(ア) 管理技術者

1級建築士の資格を有すること。

(イ) 主任技術者（建築担当）

1級建築士の資格を有すること。

(ウ) 主任技術者（土木担当）

土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、10年以上の実施設計業務に従事した経験を有すること。

イ 配置予定技術者の業務実績

(ア) 管理技術者

管理技術者又は主任技術者（意匠・構造）として履行し、過去10年間（平成14

年度以降に完成した業務)において、耐震改修工事の設計業務実績を有すること。

(イ) 主任技術者(建築担当)

過去10年間(平成14年度以降に完成した業務)において、耐震改修工事の設計業務実績を有すること。

(ウ) 主任技術者(土木担当)

過去10年間(平成14年度以降に完成した業務)において、建物直下における地盤の改良若しくは地盤の改良に関する設計業務実績を有すること。

5 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

(1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア 参加表明書(様式-1)

イ 誓約書(様式-2)

ウ 企業の過去10年間の業務実績(様式-3)

エ 業務実施体制(様式-4)

オ 配置予定技術者の経歴等(様式-5)

カ 配置予定技術者の過去10年間の業務実績(様式-6)

キ 企業の業務実績並びに配置予定技術者の資格及び業務実績を証明できる書類(様式任意)

ク その他必要書類(様式任意)

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 上記参加表明書の提出者が過去に受託した業務(平成14年度以降に完了した業務に限る。)の実績について、4(1)キに示す要件を満たすものを1件記載する。 企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。 記載様式は様式-3とし、図面、写真等を引用する場合も含め1業務当たり1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 各配置予定技術者の当該業務における兼任は認めない。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先及びその理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 記載様式は様式-4とする。
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の各技術者について経歴等を記載する。 業務実績を1件記載する。 なお、平成14年度以降に完了した業務を対象とする。 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 記載様式は様式-5とする。
	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の技術者が過去に従事した業務実績について技術者1名につき1件記載する。 記載する業務は、平成14年度以降に完了した業務とする。

配置予定技術者の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・ 予定技術者が主任(管理)技術者として業務を実施したことを証明できる業務の契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。 ・ 記載様式は様式-6とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。
---------------------	--

6 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

ア 提出先(受付担当)

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部総務課契約係 TEL 078-431-1902

イ 受付期間 公告の日から平成24年6月26日(火)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日 午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

7 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～6月26日
提案書提出の受付	～7月13日
提案書の特定及び契約締結	7月23日～

(2) 提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

8 契約に関する条件

契約金額(消費税込)が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

9 その他の留意事項

(1) 委託業務の内容に係る説明会等を行わない。

(2) 参加表明書及びその他必要書類の作成並びに提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

(5) 業務実績については、我が国の公共事業体における実績とする。

- (6) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。
- (7) 参加表明書提出後、応募者多数の場合は、配置予定技術者の経験及び能力に基づき、提案書提出者を7社程度に選定することがある。
- (8) その他本書に記載のない事項及び質問事項等については、6(2)に記載した受付担当に問い合わせること。
- (9) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

様式－1

参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

- 1 公告日 平成24年6月15日
- 2 業務名 本庁舎改修工事実施設計業務

担当部署
担当者名
T E L
F A X
E - m a i l

様式－2

誓約書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

「本庁舎改修工事実施設計業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式－3

・ 企業の過去10年間の業務実績

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注2：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

・業務実施体制

	予定技術者名	所属・役職
管理技術者		
主任技術者 (建築)		
主任技術者 (土木)		

注1：氏名にはふりがなを振ること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。

・配置予定技術者の経歴等

〇〇技術者の経歴

ふりがな ①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格			
・		登録番号：	取得年月日：
・		登録番号：	取得年月日：
⑤業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号	(技術者として従事)		

注1：「〇〇技術者」は、管理、主任（建築・土木）技術者の各名称を記述する。

注2：資格を証する書面の写しを添付すること。

・配置予定技術者の過去10年間の業務実績

〇〇技術者（氏名 _____）

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務 担当の内容	

注1：「〇〇技術者」は管理、主任（建築・土木）技術者の各名称を記述する。

注2：「業務の概要」及び「業務の技術的特徴」については、具体的に記述すること。

注3：企業及び技術者が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書等の写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。